

困ったら一人で悩まず、まず相談！

# くらし・行政相談コーナー

こんなことはありませんか？

- 手続 … 手続や申請をどこにしたらよいか分からない
- 登記 … 土地・建物の相続登記の方法を知りたい
- 税金 … 財産をもらったときの税金について教えてほしい
- 労働 … 雇用保険や賃金、労働条件について相談したい
- 不動産 … 土地・建物に関する調査や取引について知りたい
- 消費者 … 借金返済、クーリング・オフについて相談したい
- 年金 … 年金について教えてほしい などなど……



行政相談マスコット  
キクーン  
(博多にわかバージョン)

お気軽に相談くだ  
さい！  
相談は無料で  
秘密は厳守します

●場 所／ソラリアステージ6階 西鉄ホール ホワイエ内  
(福岡市中央区天神 2-11-3)

●開設時間／午前 10 時～午後 5 時 (月曜日～土曜日)

※受付時間／午前 10 時～午後 4 時 30 分

※悪天候や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、相談コーナーの開設を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●電 話／092-781-7830

※電話でのご相談もお受けします (法律相談を除く)。

(お知らせ) 法律相談は予約が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

〈 ご相談のお相手は 〉

〈 案内図 〉

福岡法務局・福岡財務支局・門司税関・福岡労働局・  
福岡中央公共職業安定所・九州経済産業局・九州産業  
保安監督部・九州地方整備局・九州運輸局・都市再生  
機構(UR)・日本司法支援センター(法テラス)・福岡  
県・福岡市・福岡商工会議所・福岡県弁護士会・九州  
北部税理士会・九州北部税理士会福岡支部・福岡県司  
法書士会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士  
会・福岡県土地家屋調査士会・福岡県宅地建物取引業  
協会・福岡県不動産鑑定士協会・九州管区行政評価局



お問合せ先

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

QRコードで  
簡単検索



行政機関等情報公開・行政  
手続・行政不服審査の各制  
度の仕組みや手続等に関す  
るお問合せ先

情報公開・行政手続  
制度案内所

電話：092-431-7083

お問合せは 電話：092-431-7082 (行政相談課)

ご相談は 電話：092-473-1100 (首席行政相談官室)

総務省 九州管区行政評価局 総務行政相談部

住 所：福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 8 階

FAX：092-431-8317



## [令和6年4月から7月までの予定]

※原則として、ご相談は25分以内、ご相談の受付は各機関・団体の終了時間の30分前までといたします。  
 ※悪天候や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、相談コーナーの開設を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

相談事項	担当機関	相談時間	6年4月	6年5月	6年6月	6年7月
多重債務相談(借金や家計に関する事)	福岡財務支局	10時～16時	—	—	6月18日(火)	—
税関手続相談(海外旅行、個人輸入、外国郵便物等の税関手続に関する事)	門司税関	10時～17時	—	—	6月11日(火)	—
労働相談(職場における労働時間、賃金、解雇、労働条件等に関する事)	福岡労働局	10時～17時	4月12日(金)	—	6月14日(金)	—
労働相談(職業、雇入、雇用保険等に関する事)	福岡中央公共職業安定所	10時～17時	4月 3日(水)	5月 1日(水)	6月 5日(水)	7月 3日(水)
消費者相談(特定商取引法、割賦販売法に関する事)	九州経済産業局	10時～17時	—	5月27日(月)	—	—
電気・ガス安全相談(電気・ガスの安全及び電気工事の安全に関する事)	九州産業保安監督部	10時～13時	—	—	—	7月18日(木)
運輸相談(自動車・船舶関係等に関する事)	九州運輸局	13時～16時	—	5月 2日(木)	—	—
UR住宅相談(UR住宅に関する案内と相談に関する事)	都市再生機構九州支社	10時～13時	—	5月29日(水)	—	—
福岡県政相談(福岡県政に関する事)	福岡県民情報広報課	10時～16時	—	5月14日(火)	—	—
福岡市政相談(福岡市政に関する事)	福岡市広聴課	10時～13時	—	5月30日(木)	—	—
行政機関等情報公開・行政手続相談(行政機関等情報公開・行政手続・行政不服審査の各制度の仕組みや手続等に関する事)	九州管区行政評価局	10時～17時	4月10日(水)	5月 8日(水)	6月12日(水)	7月10日(水)
行政一般相談(国や独立行政法人・特殊法人の仕事、県や市町村が国から委任又は補助を受けて行っている仕事等に関する事)	九州管区行政評価局	10時～17時	毎週(月～土)	毎週(月～土)	毎週(月～土)	毎週(月～土)

### 【特別相談】

- ◆5月27日(月)は、5月の「消費者月間」にちなみ、九州経済産業局の職員が、特定商取引法、割賦販売法に関する事について、ご相談に応じます。
- ◆6月11日(火)は、6月28日の「貿易記念日」にちなみ、門司税関の職員が、海外旅行、個人輸入、外国郵便物等の税関手続について、ご相談に応じます。
- ◆7月18日(木)は、7月1日の「国民安全の日」にちなみ、九州産業保安監督部の職員が、電気・ガスの安全及び電気工事の安全に関する事について、ご相談に応じます。

相談事項	担当団体	相談時間	6年4月	6年5月	6年6月	6年7月
中小企業相談(中小企業の金融、経理、労働、取引等一般経営に関する事)	福岡商工会議所	※中小企業相談は福岡商工会議所に電話でお問い合わせください。 【電話番号】092-441-2161				
成年後見・税務相談(成年後見、税金一般に関する事)	九州北部税理士会	10時～17時	4月13日(土)	5月11日(土)	6月 8日(土)	7月13日(土)
税務相談(土地や家屋の売買・贈与・相続があった場合の課税問題、その他税務一般に関する事)	九州北部税理士会	10時～17時	4月 1日(月)	5月21日(火)	6月 3日(月)	7月 1日(月)
	九州北部税理士会福岡支部	10時～16時	4月 6日(土) 4月27日(土)	5月18日(土) 5月25日(土)	6月 1日(土) 6月22日(土)	7月 6日(土) 7月27日(土)
不動産登記、商業法人登記、遺言・相続、訴訟他民事一般、債務整理、成年後見、供託等の相談	福岡県司法書士会	10時～13時	4月15日(月) 4月25日(木)	5月20日(月) 5月23日(木)	6月17日(月) 6月27日(木)	7月16日(火) 7月25日(木)
役所の手続・暮らしの困りごと相談(官公署に提出する書類、権利義務、事実証明等に関する書類に関する事)	福岡県行政書士会	10時～17時	4月26日(金)	5月24日(金)	6月28日(金)	7月26日(金)
年金、健康保険、労災保険・雇用保険、労働条件、労務管理全般(募集・採用から退職まで)等の相談	福岡県社会保険労務士会	10時～17時	4月17日(水)	5月15日(水)	6月19日(水)	7月17日(水)
土地境界紛争、筆界特定申請手続等の相談(土地又は家屋に関する調査・測量、登記の申請手続、土地境界紛争の解決、筆界特定申請手続に関する事)	福岡県土地家屋調査士会	13時～16時	4月 5日(金)	5月10日(金)	6月 7日(金)	7月 5日(金)
宅地・建物相談(土地・建物の取引等に関する事)	福岡県宅地建物取引業協会	10時～15時	4月23日(火)	5月28日(火)	6月25日(火)	7月23日(火)
不動産鑑定相談(不動産に関する事)	福岡県不動産鑑定士協会	10時～13時	4月 5日(金)	5月10日(金)	6月13日(木)	7月 5日(金)

### 【特別相談】

- ◆4月5日(金)は、4月1日から4月7日までの「不動産表示登記の日週間」及び4月1日の「不動産鑑定評価の日」にちなみ、福岡県土地家屋調査士の土地家屋調査士が、土地又は家屋に関する調査・測量、登記の申請手続、土地境界紛争の解決、筆界特定申請手続に関する事について、福岡県不動産鑑定士協会の不動産鑑定士が、不動産に関する事について、ご相談に応じます。

相談事項	担当団体	相談時間	6年4月	6年5月	6年6月	6年7月
法律相談(金銭の貸し借り、土地・家屋の売買、相続等に関する法律問題に関する事)	日本司法支援センター(法テラス)福岡地方事務所	13時～16時	4月11日(木)	—	—	—
	福岡県弁護士会	13時～16時	4月 4日(木) 4月19日(金) 4月24日(水)	5月 9日(木) 5月17日(金) 5月22日(水)	6月 6日(木) 6月21日(金) 6月26日(水) 6月29日(土)	7月11日(木) 7月19日(金) 7月24日(水)

### 【特別相談】

- ◆4月11日(木)は、4月10日の「法テラスの日」(法テラス設立日)にちなみ、日本司法支援センター(法テラス)福岡地方事務所と契約している弁護士が、金銭の貸し借り、土地・家屋の売買、相続等に関する法律問題など民事全般について、ご相談に応じます。

### 【お知らせ】

- ◆法律相談は法律相談日の前日の10時から電話により予約を受け付けます。予約受付電話番号は<092-781-7830>です。定員(1組25分、先着6組)になり次第、予約を締め切ります(予約枠に空きがある場合は当日も予約をお受けします。)。なお、法律相談のご利用は、原則として、同一年度に1回といたしますのでご了承ください。